

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税による税の軽減を受けるためには、確定申告の手続きが必要となりますが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されたことにより、寄附をされた方が寄附先の自治体へ申請を行うことにより、寄附先の自治体が、その方の住所地の市町村への控除申請を代行することで、個人住民税の控除を受けることができます。

確定申告をされる場合、所得税と個人住民税から軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、個人住民税からまとめて軽減を受けることとなります。

【ワンストップ特例の対象者】

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

- 1 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること**
→ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。そもそも確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。
- 2 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること**
→その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方が対象です。

【注意事項】

- ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、5か所を超える自治体に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、申告特例控除額は適用されません。
- ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、寄附金の申告もお忘れのないようご注意ください。
- 寄附の回数が数回にわたる場合、寄附をする毎に申請書の提出が必要です。
- 申請後、申請内容(住所、氏名、生年月日)に変更があった場合、令和3年1月10日までに「申告特例申請事項変更届」（第55号の6様式）を提出してください。併せて、変更した事項がわかる本人確認書類を添付してください。

※ 変更届は、市ホームページ等からダウンロードしていただくか、お電話等でご連絡いただければ郵送いたします。

【手続きの方法】

ワンストップ特例制度の利用をご希望の方は、別紙の「申告特例申請書」(第55号の5様式)に記入押印の上、寄附をした年の翌年の1月10日(必着)までに新潟市へ郵送ください。申請書にはマイナンバー(個人番号)を記載のうえ、マイナンバー(個人番号)及び本人確認ができる書類を添えてください。

	「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちの方	「通知カード」をお持ちの方	「マイナンバーカード(個人番号カード)」「通知カード」のどちらもお持ちでない方
個人番号確認の書類	マイナンバーカード(個人番号カード)の裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の書類	マイナンバーカード(個人番号カード)の表のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書

提出先: 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所 財務部財務企画課
問合せ先: TEL: 025-226-2191(直通)
FAX: 025-223-1557
E-Mail: zaimukikaku@city.niigata.lg.jp



封筒の宛名にご利用ください。(郵送料はご負担ください)

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 財務部財務企画課 行